

優遇支援を受けるための条件は以下3点である。

条件1 量的クライテリアを満たすこと

- ・地域や都市によって、投資に投入する金額の最低条件額がある。
- ・失業率が高ければ高い地域であるほど、その最低条件額が低い。
- ・現在、最も低い条件額を持つ地域・都市では、1000万ズロチ（約2億5600万円）が設定されている。

ただし、最低投資条件額の減額が認められるケースがある。それは次の4ケースで、その地域・都市の条件額から、さらに減額される。①研究開発プロジェクトあるいは近代ビジネスサービス：95%減額、②零細企業：98%減額、③小企業：95%減額、④中企業：80%減額

失業率の変化によって投入しなければならない最低額が変化することに留意する。

条件2 質的クライテリアを満たすこと

経済発展と人材育成の計10ポイントのうち、4～6ポイント満たさなければならない。条件を満たすポイント数は地域によって異なる。（参照：図2 質的クライテリア必要ポイント数）

図2 ポーランド投資地区に入るために必要な質的クライテリアポイント数

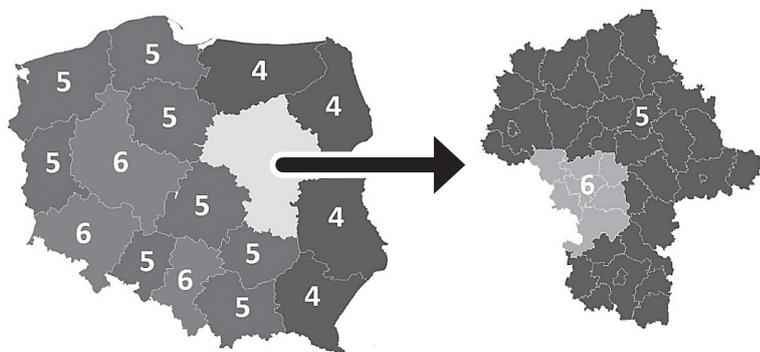
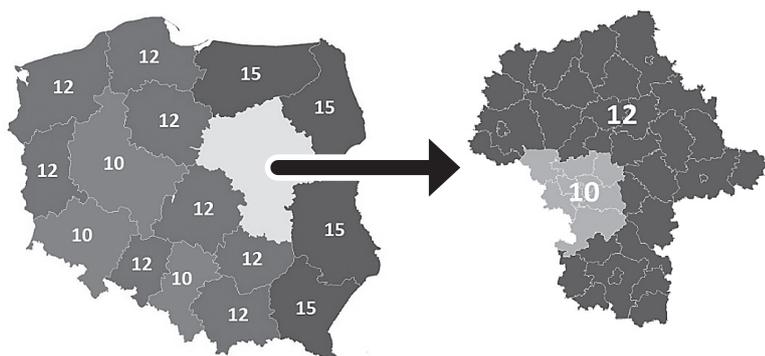


図3 優遇支援を受けられる年数



経済発展の5ポイントは以下：

- ①ポーランド政府の指定する優先分野であること（例：自動車産業、BPO分野）
- ②製品やサービスの輸出額が指定数値より高いこと
- ③その投資枠内で研究開発活動を行うこと
- ④国が優先するクラスターへ参加・所属していること、あるいは外国企業へサービスを行っていること
- ⑤中小企業であること（注：EUの中小企業の規定に基づく）

人材育成の5ポイントは以下：

- ①環境への影響（汚染）が少ないこと
- ②高失業率地域に進出すること
- ③教育機関と協力関係を築くこと
- ④専門性の高い仕事を与えること、あるいは高給の仕事を与えること
- ⑤従業員への手厚い福利厚生を備えること

条件3 申告した投資と雇用に5年間継続すること（中小企業は3年）

優遇支援を受けられる年数は10～15年である。（参照：図3 優遇支援を受けられる年数）申請から許可証取得までの所要日数は30日。

投資を始める前には、進出地域の条件の変化や動向について、現地の組織と確認して進めることが好ましい。また、LOIなどの提出を検討する際に、投資コストの計算については、細かい規定があるため、そのコストが該当するのか、事前に法律事務所など専門家と詳細を確認することをお勧めする。

注意点は下記を参照いただきたい。

- ・あらゆる投資経費は、優遇支援を申請し、許可証を得たあとから契約・購入を行わなければならない。
- ・零細・小・中企業の規定はEU共通の規定が用いられ、過去2年の従業員数と売上額で確認される。

フォルタク&カラシンスキ
法律事務所
ジャパン・デスク主任
岩本 恵理
Tel: +48 510 860 103
e-mail: e.iwamoto-bukowian@fandk.com.pl
URL: <http://www.fandk.com.pl/>